

## 平成 27 年度包括外部監査結果報告書における指摘事項への措置状況について

### 平成 27 年度包括外部監査

監査のテーマ：千葉市が実施する廃棄物対策事業

(ごみ減量・再資源化事業、ごみ処理事業、し尿処理事業、浄化槽指導事業及び産業廃棄物対策事業)

に係る事務の執行について

### 第 3 外部監査の結果

#### II 廃棄物対策に係る監査結果について

#### II - 2. 清掃工場におけるごみ焼却等業務について

#### 6. 廃止状態にある建物等について

#### (3) 結果

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>② 廃止状態にある建物の期末簿価について 【廃棄物施設課、北谷津清掃工場】（報告書 P145）</p> <p>事実上、用途廃止の状態である公有財産について、台帳価額が備忘価額（1 円）ではなく、通常供用されている財産と同様、次の手法を踏まえた簿価算定方法に基づく価額が付されている。</p> <p>すなわち、新地方公会計モデルでは、資産の概念をおおむね次の 2 つに整理している。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>i 将来の資金流入をもたらすもの。</li><li>ii 将来の行政サービス提供能力を有するもの。</li></ul> <p>地方公共団体の場合、将来に向けた現時点での行政サービス提供能力をより適切に評価できるという考え方から、再調達価額を基本とする公正価値評価を原則にしている。これは、仮に、現在使われている資産が滅失した場合に、同様な行政サービスを引き続き提供するためには、滅失した資産と同様のものを再取得する必要があるからである。</p> <p>北谷津清掃工場では、新地方公会計モデルの考え方に従い、取得価額にデフレーターを乗じて再調達価額を算出した後、耐用年数による減価償却を実施し、旧職員宿舎及びプラズマ溶融センターの期末簿価を算定している。しかし、旧職員宿舎及びプラズマ溶融センターについては、事実上、用途は廃止されている状況であり、上記の資産概念には該当せず、特に、将来の行政サービス提供能力は有していないため、期末簿価については、</p>	<p>北谷津清掃工場の旧職員宿舎及びプラズマ溶融センターについては、用途廃止手続きを完了するとともに、市場価値を有していないことから、平成 27 年度期末簿価を備忘価額（1 円）とした。</p>

再調達価額を基に算出する方法は実態に即していない。

新地方公会計モデルでは、売却可能資産の選定方法の具体例として、すべての普通財産及び用途廃止が予定されている行政財産が挙げられている。旧職員宿舎及びプラズマ溶融センターについては、将来の利用可能性も認められない建物であり、事実上、「普通財産及び用途廃止が予定されている行政財産」に該当する。したがって、旧職員宿舎及びプラズマ溶融センターについては、売却可能資産の評価方法に準じて評価し、具体的には実現可能価値又は市場価値により評価することとし、実現可能価値又は市場価値が識別できない場合には、ゼロ評価または備忘価額（1円）での管理を実施されたい。